

答申第 90 号
令和 5 年 5 月 9 日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和 5 年 2 月 3 日付け青保第1671号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

結核健康診断を行った結果として保健所に提出があった資料一式についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 5 年 1 月 5 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。令和 5 年 3 月青森県条例第 9 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件各開示請求」という。）を行った。

- (1) 弘前実業高等学校が令和 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に、学校保健安全法（昭和 33 年法律 56 号）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号。以下「感染症法」という。）の規定に基づく結核健康診断を生徒又は児童を対象に行った結果として、弘前保健所に令和 3 年 7 月 10 日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。）第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料一式
- (2) 同校が令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に、学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を生徒又は児童を対象に行った結果として、弘前保健所に同年 7 月 11 日までに提出があった感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料一式
- (3) 弘前中央高等学校が令和 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に、学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を生徒又は児童を対象に行った結果として、弘前保健所に同年 7 月 10 日までに提出があった感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料一式

- (4) 同校が令和4年4月1日から同年6月30日までの間に、学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を生徒又は児童を対象に行った結果として、弘前保健所に同年7月11日までに提出があった感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式
- (5) 弘前大学が令和3年4月1日から同年6月30日までの間に、学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を学部学生を対象に行った結果として、弘前保健所に同年7月10日までに提出があった感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式
- (6) 同大学が令和4年4月1日から同年6月30日までの間に、学校保健安全法又は感染症法の規定に基づく結核健康診断を学部学生を対象に行った結果として、弘前保健所に同年7月11日までに提出があった感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各開示請求のうち、1(1)、(3)及び(5)に係る開示請求に対しては、「「青森県結核予防業務の手引き」により4月から12月に実施した定期健康診断の報告について翌年1月10日までに報告することとしており、令和3年7月10日までの報告がなかったため。」として、また、1(2)、(4)及び(6)に係る開示請求に対しては、「「青森県結核予防業務の手引き」により4月から12月に実施した定期健康診断の報告について翌年1月10日までに報告することとしており、令和4年7月11日までの報告がなかったため。」として、それぞれ不開示決定（以下「本件各処分」という。）を行い、令和5年1月17日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和5年1月19日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件各処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、更に対象文書を特定し、新たに行政文書を開示するとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 弘前実業高等学校、弘前中央高等学校及び弘前大学（以下「本件各学校」という。）の長は、いわゆる一学年の「児童生徒等」に対して、感染症法の規定に基づく健康診断を実施しなければならない。そして、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）に基づき、健康診断は、毎学年、6月30日までに行うとされている。
- (2) 本件対象文書は、感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料であり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、本件各学校の所在地を所管する保健所あてに提出すべき文書である。すなわち、令和3年4月実施分は同年5月10日又は翌開庁日までに同年5月実施分は同年6月10日又は翌開庁日までに、等と定期的に報告されているはずである。
- (3) 本邦では、各県が定める法令に基づかない基準よりも、法律に委任された厚生労働省令が優先的に遵守すべき規定であるから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第16項の「法令」には該当しない「青森県結核予防業務の手引き」と題する資料よりも厚生労働省令を各学校の長は遵守しているはずである。
- (4) 本件各学校がそれらの所在地を所管する保健所に厚生労働省令で定められた資料を定期的に提出していないとは到底信じがたい。よって、本件各処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件各処分の理由は、弁明書によると、次のとおりである。

本件各開示請求に係る行政文書を検索したものの確認できなかったことから、文書の不存在を理由として不開示決定とした。

なお、本件審査請求を踏まえ改めて検索したが、確認できなかった。

第5 審査会の判断理由

- 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件各処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

実施機関は、本件対象文書が不存在であることを理由として本件各処分を行ったものであるところ、本件対象文書の保有は、本件各学校の生徒又は学生を対象とする結核に係る定期の健康診断のうち、令和3年4月1日から同年6月30日までの実施分については同年7月10日までに、令和4年4月1日から同年6月30日までの実施分については同年7月11日までに、それぞれ、弘前保健所長に提出されていることが前提となる。

この点、実施機関によれば、第2の1(1)、(3)及び(5)の文書については令和3年7月10日までの報告がなかったと、同(2)、(4)及び(6)の文書については令和4年7月11日までの報告がなかったとしており、本件各開示請求に係る行政文書について、本件審査請求を踏まえ改めて探索したが確認できなかったとしている。

その他、第2の1(1)、(3)及び(5)の文書が令和3年7月10日までに、同(2)、(4)及び(6)の文書が令和4年7月11日までに、弘前保健所長に提出されたことをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 結論

以上のとおり、実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められないことから、本件対象文書を不開示としたことは妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和5年2月3日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和5年2月9日	・実施機関からの弁明書（令和5年2月8日付け）を受理した。
令和5年3月28日 （第144回審査会）	・審査を行った。
令和5年4月28日 （第145回審査会）	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和5年5月9日現在)